



平成 30 年 2 月 6 日
午後 9 時 40 分発表
第十管区海上保安本部

奄美大島等漂着の油状の物の分析結果について

- 1 海上保安庁において、1月28日に SANCHI 号沈没位置付近海面に浮流する油、1月29日に宝島に漂着した油状の物、2月1日に奄美大島（朝仁・船越）に漂着した油状の物及び2月2日に喜界島に漂着した油状の物について、それぞれサンプルを採取し、分析を行いました。
- 2 分析の結果、各島に漂着した油状の物は、C 重油相当の油または原油相当の油であることが判明しました。
なお、SANCHI 号に積載されていたとされるコンデンセートは揮発性が高いため、一般的に島に漂着する可能性は極めて低いと考えられます。
- 3 一方、今回サンプル採取した SANCHI 号沈没位置付近の海面に浮流する油と、現時点で各島沿岸において採取した漂着油が類似するものであるという結果は出ておりません。
ただし、今回の分析結果をもって直ちに、漂着油が SANCHI 号の沈没と関係が無いものと断定はできません。
- 4 海上保安庁においては、引き続き、漂着油の情報収集・調査等を行っていくとともに、船主側に必要な情報の提供を働きかけてまいります。